

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 告 示 ——

○亀岡市し尿くみとり手数料滞納整理事務要綱の一部改正 (環境クリーン推進課)	3
○南丹都市計画生産緑地地区の変更による図書の縦覧 (都市計画課)	3
○知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車 (税務課)	3
○物品売払代金の徴収事務の委託 (文化・スポーツ課)	5
○公示送達 (税務課)	5
○亀岡市敬老乗車券事業実施要綱の一部改正 (高齢福祉課)	6
○公示送達 (税務課)	6
○物品売払代金の徴収事務の委託 (文化・スポーツ課)	7
○亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正 (保育課)	8
○亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課)	11
○亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課)	16
 <b>—— 公 告 ——</b> 	
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課)	17

○南丹都市計画用途地域の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	17
○南丹都市計画地区計画の決定による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	17
○南丹都市計画地区計画の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	18
○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課)	18
○亀岡市職員採用試験公告 (人事課)	19
○一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課)	22
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	26
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	30

### —— 任免及び辞令 ——

#### 監査委員欄

### —— 公 表 ——

○平成30年度定期監査結果に対する措置状況	35
○平成30年度定期監査結果に対する措置状況	37
○平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況	38

**選挙管理委員会欄**

## —— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 39
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 39
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 39
- 市の投票区を定める告示の一部改正 40

**農業委員会欄**

## —— 公 告 ——

- 令和元年9月定例総会の開催 41

# 告示

亀岡市告示第164号

亀岡市し尿くみとり手数料滞納整理事務要綱（平成14年亀岡市告示第163号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第1号様式中

「・ 本書持参のうえ、お近くの取扱金融機関等で納付してください。（亀岡市外の取扱金融機関では、本書のみで納付できない場合もありますので、送付済みの納付書を御持参されるか、  
まで御連絡ください。）」

を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定によ

り公衆の縦覧に供する。

令和元年9月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市曾我部町寺万多羅の一部  
亀岡市篠町馬堀池ノ下・南垣内の一部  
亀岡市篠町馬堀向端の一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第166号

亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成29年亀岡市条例第5号）第2条の規定による改正後の亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）附則第15条の3に規定する知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車は次に掲げるとおりとし、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 震災、風水害、落雷、火災又はこれらに類する災害（以下この項において「災害」という。）のあった日から6月以内に取得された

軽自動車であって、災害によって滅失し、又は損壊した自動車に代わるものとして取得した軽自動車と知事が認めるもの

2 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急軽自動車、血液事業の用に供する軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する軽自動車

3 下肢等障害者が取得した軽自動車（下肢等障害者が18歳未満である場合又は所有することが困難であると認められる場合にあっては、その者と生計を一にする者が取得した軽自動車を含む。）で専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（第7項に該当するものを除く。）

4 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者が取得した軽自動車であって当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（第7項に該当するものを除く。）

5 構造上下肢等障害者の利用に供するための軽自動車であって下肢等障害者以外の者の利用に併せて供するものと知事が認めるもの（第7項に該当するものを除く。）

6 構造上下肢等障害者が専ら運転するための軽自動車と知事が認めるもので営業用のもの（次項に該当するものを除く。）

7 特種用途自動車のうち、構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための軽自動車と知事が認める軽自動車

8 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例（平成15年京都府条例第32号）第6条各号に該当する者を除く。）が当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に無償

で譲り受けた軽自動車で、法第11条第1項の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動に係る事業の用に供するもの

「揭示済」

## 亀岡市告示第167号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月5日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託先

名称	所在地
BOOKS はあぶ	亀岡市追分町馬場通21番地15
一般社団法人京都中央古民家再生協会	亀岡市安町釜ヶ前23番地6 アイディール・アザレア102

## 2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

## 3 委託期間

令和元年9月5日から令和2年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第168号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年9月13日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

令和元年度市民税・府民税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第169号

亀岡市敬老乗車券事業実施要綱（平成29年亀岡市告示第189号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第8条第2項を次のように改める。

2 タクシーを利用する場合は、1回の乗車につき同乗の利用者1人当たり2枚を限度として乗車券を利用できるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

「揭示済」

---

亀岡市告示第170号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年9月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 令和元年度（平成31年度） 固定資産税・都市計画税 第2期	省略	省略
2	納期限変更告知書 令和元年度（平成31年度） 固定資産税・都市計画税 第3期 第4期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第171号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名 称	所在地
保津川遊船企業組合	亀岡市保津町下中島2番地
一般社団法人森の京都地域振興社	亀岡市追分町谷筋25番地30

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

3 委託期間

令和元年9月19日から令和2年3月31日まで

「揭示済」

---

亀岡市告示第172号

亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和47年亀岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「保育料（幼稚園、保育所）」を「保育所保育料、公立保育所副食費」に改める。

第6条中「市税等口座振替納付依頼書」を「市税等預（貯）金口座振替依頼書兼廃止届」に、「振替納付依頼書」を「振替依頼書」に改める。

第7条中「振替納付依頼書」を「振替依頼書」に、「別記第2号様式」を「別記第1号様式」に、「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第8条中「振替納付依頼書」を「振替依頼書」に、「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第13条中「変更」又は「取消」を「変更」又は「取消」若しくは「口座解約・廃止」に、「振替納付依頼書」を「振替依頼書」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「振替納付依頼書」を「振替依頼書」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第6条・第7条関係)

(表)

市税等預(貯)金口座振替依頼書兼廃止届

(自動払込利用申込書兼廃止届書(新規、廃止))

金融機関 御中

預(貯)金口座振替依頼書(自動払込)で納付した上で、預(貯)金口座振替規定(ゆうちょう銀行は自動払込み規定を適用)及び依頼書取扱規定を  
基(当社の納付すべき亀岡市税等)を口座振替(自動払込)で納付した上で、預(貯)金口座振替規定(ゆうちょう銀行は自動払込み規定を適用)及び依頼書取扱規定を  
廃止の上、下記のとおり申し込みます。

Form with fields for bank name, branch, account number, and contact information. Includes sections for '金融機関利用欄' and '振替依頼書'.

Form with fields for '新年度変更取消' and '振替日'.

(裏)

一預(貯)金口座振替規定一(ゆうちょう銀行は自動払込み規定を適用)

- 1 亀岡市から私(当社)が納付すべき市税等について口座振替(自動払込)の依頼がされた場合は、亀岡市の指定する日に表記記載の指定預貯金口座から振替依頼金額を払い出し、亀岡市の預金口座に振り込んでください。
2 前記1については、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしません。
3 振替日において振替依頼金額が預貯金口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく納付書等を返却(磁気テープについては振替不能を記録し返戻)しても差し支えありません。
4 この取扱いについて、紛議が生じて一切迷惑をかけません。

一依頼書取扱規定一

- 1 当預(貯)金口座振替依頼書《自動払込利用申込書兼廃止届書》は、依頼の取消若しくは内容変更又は解約の申出があるまで有効です。ただし、預貯金残高不足等により納付に支障がある場合、市長又は取扱金融機関において、この方法による取扱いをお断りすることがあります。
2 年度途中及び依頼年度以降、次のような場合が発生すれば速やかに取消申請及び再依頼を行ってください。もし不完全な場合には、税金の振替(払込)や適切な処理ができない場合があります。
(1) 市税等の新規発生や消滅があった場合
(2) 固定資産の名義変更があった場合
(3) 住所変更があった場合
(4) 亀岡市から市外に転出、再転入をされた場合
(5) 追加依頼のある場合
(6) 指定預貯金口座を解約又は変更された場合
3 口座振替(自動払込)開始期等は、この預(貯)金口座振替依頼書《自動払込利用申込書兼廃止届書》表面の振替(払込)開始(終了)期等欄に希望される期等を記入してください。依頼書提出の翌月から対象となります。
4 振替(払込)日は、それぞれの市税等の納税通知書等で振替(払込)日のお知らせをさせていただきます。
5 申込み以降の納付書が残っている場合は、この預(貯)金口座振替依頼書《自動払込利用申込書兼廃止届書》に添付してください。

◎口座振替(自動払込)を依頼される税目等の納付書があれば添付してください。

Table for tax items with columns for '住所', '税目等', '通知書番号等', '欄別(注)納付書提出時期', and '※市役所処理欄'.

右欄に

Form with fields for '市役所' and '市役所' with checkboxes for '預(貯)金口座振替依頼書取扱規定' and '自動払込み取扱規定'.

第2号様式(第6条-第8条関係)

(表)

市税等預(貯)金口座振替依頼書兼廃止届

(自動払込受付通知書兼廃止届書(新様、廃止))

(宛先) 亀岡市

預(貯)金口座振替依頼書兼廃止届書(自動払込)で納付した際の、預(貯)金口座振替規定(ゆうちょう銀行は自動払込み規定を適用)及び依頼書取扱規定を基に、下記の通り申し込みます。

Form with fields for bank name, account number, and contact information. Includes sections for '金融機関使用欄' and '依頼書兼廃止届書'.

◎口座振替(自動払込)を依頼される税目等の納付書があれば添付してください。

Table for tax payment details with columns for '税目等' (Tax items), '通知書番号' (Notice number), and '納税期' (Payment period).

Form for '依頼書兼廃止届書' (Request and cancellation form) with fields for '依頼者' (Requester) and '依頼先' (Requestee).

(裏)

一 預(貯)金口座振替規定一 (ゆうちょう銀行は自動払込み規定を適用)

- 1 亀岡市から私(当社)が納付すべき市税等について口座振替(自動払込)の依頼がされた場合は、亀岡市の指定する日に表記記載の指定預貯金口座から振替依頼金額を払い出し、亀岡市の預金口座に振り込んでください。
2 前記1については、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、同私戻請求書の提出又は小切手の振出しはしません。
3 振替日において振替依頼金額が預貯金口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく納付書等を返却(磁気テープについては振替不能を記録し返戻)しても差し支えありません。
4 この取扱について、紛議が生じて一切迷惑をかけません。

一 依頼書取扱規定一

- 1 当預(貯)金口座振替依頼書《自動払込受付通知書兼廃止届書》は、依頼の取消若しくは内容変更又は解約の申出があるまで有効です。ただし、預貯金残高不足等により納付に支障がある場合、市長又は取扱金融機関において、この方法による取扱いをお断りすることがあります。
2 年度途中及び依頼年度以降、次のような場合が発生すれば速やかに取消申請及び再依頼を行ってください。もし不完全な場合には、税金の振替(払込)や適切な処理ができない場合があります。
(1) 市税等の新規発生や消滅があった場合
(2) 固定資産の名義変更があった場合
(3) 住所の変更があった場合
(4) 亀岡市から市外に転出、再転入をされた場合
(5) 追加依頼のある場合
(6) 指定預貯金口座を解約又は変更された場合
3 口座振替(自動払込)開始期等は、この預(貯)金口座振替依頼書《自動払込受付通知書兼廃止届書》表面の振替(払込)開始(終了)期等欄に希望される期等を記入してください。依頼書提出の翌月から対象となります。
4 振替(払込)日は、それぞれの市税等の納税通知書等で振替(払込)日のお知らせをしていますのでお確かめください。
5 申込み以降の納付書が残っている場合は、この預(貯)金口座振替依頼書《自動払込受付通知書兼廃止届書》に添付してください。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 公立保育所副食費の口座振替収納事務を開始するために必要な行為は、この要綱の実施前においても行うことができる。

「揭示済」

亀岡市告示第173号

亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第154号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条を次のように改める。

（対象講座）

第3条 事業の対象講座は、次のとおりとする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に

限る。）

- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

第4条第1号中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「」を削り、「」という。）」を「又は特定一般教育訓練給付金」に改め、「支給を受けることができない受給資格者」の次に「（前条第1号及び第2号の講座を受講する者）」を加え、同条第2号中「受講資格」を「受講開始」に、「前号」を「前各号」に、「同法」を「雇用保険法」に改め、「一般教育訓練給付金」の次に「又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）」を、「差し引いた額」の次に「（その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、平成31年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。

第4条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（前条第3号の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に20万円を乗じ

て得た額を超えるときは、修学年数に20万円を乗じて得た額（この場合80万円を超えるときは80万円）とし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

第6条第1項第2号中「雇用保険法に基づく」を削る。

第7条第1項第6号中「雇用保険法による一般」及び「（一般教育訓練）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者氏名

印

次の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を申請します。

氏名	フリガナ .....	生年月日	年 月 日 ( 歳 )	日生 ( 歳 )
個人番号				
住所	(〒 - )	電話 ( )		
教育訓練施設名				
教育訓練施設の名称				
教育訓練の期間	年 月 日～	年 月 日		
所要費用 (予定)	入学科 円	受講料 円	合計額 円	
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない			
資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない 過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことがある・ない			
申請者と生計にする子の氏名等 (注意) 7参照	フリガナ .....	生年月日	年 月 日 ( 歳 )	
児童扶養手当受給の証明 (備考)	住所 (別居の場合)			
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当する・しない			
	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)			
				受理番号

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定講座の受講について支払う入学科及び受講料で、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。
- 訓練給付金の額は、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日及び所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設で証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 対象講座の指定後、指定講座の受講を取りやめたとき、受講の途中でやめたとき又は母子家庭の母若しくは父子家庭の父でなくなつたときは、亀岡市長にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて亀岡市自立支援教育訓練給付金支給申請書に添付書類を添えて支給申請を行うことが必要です。
- 申請者と生計を一にする子の氏名等欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。  
(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。  
(2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- 「児童扶養手当受給の証明」欄は、亀岡市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

第4号様式(第6条関係)

亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書

氏名	フリガナ .....	生年月日	年 月 日 ( 歳 )	出生年月日	年 月 日
住所	(〒 - )	電話	( - )		
教育訓練施設の名称					
教育訓練講座の名称					
教育訓練の期間	年 月 日 ~	年 月 日			
所要費用(予定)	円	円	円	合計額	円
※	入学科	受講料	円	受理番号	

年 月 日にあなたから提出されました亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定しましたので通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定講座の受講について支払う入学科及び受講料で、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。
- 訓練給付金の額は、入学科及び受講料の合計額の6割相当額(限度20万円)です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合限度額は20万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日及び所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設で証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 対象講座の指定後、指定講座の受講を取りやめたとき、受講の途中でやめたとき又は母子家庭の母若しくは父子家庭の父でなくなつたときは、亀岡市長にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて亀岡市自立支援教育訓練給付金支給申請書に添付書類を添えて支給申請を行うことが必要です。

第5号様式(第7条関係)

亀岡市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者氏名

㊞

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので申請します。

(注意)

- 1 支給申請時期は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 2 申請者と生計を一にする子の氏名等欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
  - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- 3 この申請書には、児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額についての市町村長の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることのできる書類(第2号様式)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)、亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書、修了証明書及び領収書を添付してください。

氏名	フリガナ	年 月 日 生
個人番号	生年月日	( 歳 )
住所	( 〒 - )	電話 ( - )
教育訓練施設の名		
教育訓練講座の名		
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
所要費用	入学料 円 受講料 円	合計額 円
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額		円
振込口座	金融機関	銀行・金庫 本店 支店
	口座種別	口座番号
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	年 月 日 生
	個人番号	( 歳 )
(注意) 2 参照	住所 (別居の場合)	
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当	する ・ しない

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に対象講座の受講を開始した対象者について適用し、この要綱の実施の前に対象講座の受講を開始した対象者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第174号

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第6号中「その他」の次に「就職の際に有利となるものであって、かつ、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて」を加える。

第4条の見出し中「対象」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「対象」を削り、同項第1号中「期間は、」の次に「対象者が」を加え、「支給対象期間」を「支給期間」に改め、「いう。）」の次に「に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間」を加え、同号ただし書を次のように改

める。

ただし、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。

第4条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成30年4月1日より、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算36月を超えない範囲で支給するものとする。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

第5条第1項第1号中「100,000円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額140,000円）」を加え、同項第2号中「70,500円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額110,500円）」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

「揭示済」

# 公 告

## 亀岡市公告第61号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和元年9月2日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 縦覧期間

令和元年9月2日以後、常時備え置くこととする。

### 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第62号

南丹都市計画用途地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することが

できる。

令和元年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 都市計画の種類

南丹都市計画用途地域の変更

### 2 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉及び松ケ谷、篠町王子西長尾並びに東つつじヶ丘都台3丁目の各一部

### 3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

### 4 縦覧期間

令和元年9月4日から  
令和元年9月17日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第63号

南丹都市計画地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和元年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
南丹都市計画地区計画の決定
- 2 都市計画の名称  
篠町篠牙ケ尾地区地区計画
- 3 都市計画を決定する土地の区域  
亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉及び松ケ谷、篠町王子西長尾の各一部
- 4 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間  
令和元年9月4日から  
令和元年9月17日まで

「揭示済」

亀岡市公告第64号

南丹都市計画地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和元年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
南丹都市計画地区計画の変更
- 2 都市計画の名称  
亀岡駅北地区地区計画

- 3 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 4 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間  
令和元年9月4日から  
令和元年9月17日まで

「揭示済」

亀岡市公告第65号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

令和元年9月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
令和元年9月11日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第66号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和元年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行 政	
	事務Ⅰ（上級）	事務Ⅲ（初級）
採用予定人数	事務Ⅰ、事務Ⅲで若干名	

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

試験区分	受験資格
事務Ⅰ（上級）	平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人
事務Ⅲ（初級）	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人
<p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳等</p> <p>ア 身体障害者手帳</p> <p>イ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書</p> <p>ウ 産業医等によるイに準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）</p> <p>(2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳</p>	

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の期日、場所等

(1) 試験の期日、場所及び合格発表

区 分	期 日	場 所	合格発表（予定）
1次試験	令和元年10月27日（日） 午前10時から	亀岡市役所	令和元年11月上旬（予定） 受験者に通知する。
2次試験	令和元年11月下旬（予定）。 詳細は1次試験合格者に通知する。		令和元年12月上旬（予定） 受験者に通知する。
3次試験	令和元年12月中旬（予定）。 詳細は2次試験合格者に通知する。		令和元年12月下旬（予定） 受験者に通知する。

(2) 試験方法

ア 1次試験 次のとおり筆記試験を行う。

試験区分		試験時間	試験科目	出題分野（予定）
行 政	事務Ⅰ	60分 (点字受験者 は90分)	基礎能力検査 (教養試験) (多肢択一式)	文章読解能力、数的能力、推理判断 能力、人文・社会、自然に関する一 般知識、基礎英語
	事務Ⅲ			

イ 2次試験 1次試験合格者に対して個別面接試験を行う。

ウ 3次試験 2次試験合格者に対して個別面接試験を行う。

4 採 用

最終合格者は、試験区分ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、令和2年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は令和3年3月31日までとする。

## 5 初任給（標準例）

（参考：平成31年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

大学卒	191,542円
高校卒	157,516円

試験区分により異なることがある。

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

## 6 受験手続及び受付期間

## (1) 申込（郵送のみ）

ア 申込書、受験票、自己紹介書及び職務経歴書（職歴のある受験者のみ）に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 記載内容等について確認することがあるので、連絡がとれる電話番号又はファックス番号を記載すること。

ウ 封筒の表に『採用試験受験』と朱書きし、返信用封筒（82円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ簡易書留で送付すること。

エ 申込書受理後は、申込みをした区分の変更はできない。

## (2) 受付期間

申込みは、令和元年9月15日（日）から令和元年10月4日（金）まで受け付ける。締切日を10月4日（金）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

## 7 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2934）

電話（0771）25-5016（人事課直通）

FAX（0771）24-5501

URL：<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

## 亀岡市公告第67号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年9月19日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |      |        |
|--------------|---|------|--------|
| (1) 工事番号     | 水配替第4号  |      |        |
| (2) 工事名      | 水道老朽管耐震化工事（13工区）  |      |        |
| (3) 工事場所     | 亀岡市曾我部町・葺田野町地内  |      |        |
| (4) 工事種別     | 水道施設工事  |      |        |
| (5) 工事概要     | 配水管   | φ150 | 85.1m  |
|              |   | φ100 | 343.3m |
|              |   | φ75  | 792.4m |
|              |   | φ50  | 4.9m   |
|              | 給水管   | 37戸  |        |
|              | 仮設管   | 1式   |        |
|              | 水管橋   | 2橋   |        |
| (6) 予定価格（税込） | 98,076,000円   |      |        |
|              | 【入札書比較価格（税抜） 89,160,000円】   |      |        |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から令和2年3月10日まで   |      |        |
| (8) 部分払      | 無   |      |        |
| (9) 前金払      | 原則40%以内（消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の40%以内）。また、保証事業会社の保証が必要。  |      |        |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 |      |        |
| (11) 最低制限価格  | 採用  |      |        |

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

### (1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者ないし3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、2者による共同企業体の場合、全ての構成員が30パーセント以上、3者による共同企業体の場合、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

### (2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 受注金額が1億円未満であること。

（※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総額とする。また、公告日から開札日までの間に他の案件を落札し、受注金額が1億円を超える場合は、他の案件を落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。）

## (3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 受注金額が1億円未満であること。

（※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総額とする。また、公告日から開札日までの間に他の案件を落札し、受注金額が1億円を超える場合は、他の案件を落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。）

## (4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

## (5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

## (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

## (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

## (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

## (4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年9月19日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年9月19日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年9月27日（金） 午前9時から午後5時まで 令和元年9月30日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年10月1日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年9月26日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和元年10月2日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年10月3日（木） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和元年10月7日（月） 午前9時から午後5時まで 令和元年10月8日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和元年10月9日（水） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第68号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年9月25日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |          |                      |          |           |
|----------|----------------------|----------|-----------|
| (1) 工事番号 | 区第4号                 |          |           |
| (2) 工事名  | 亀岡駅北地区駅前広場等整備工事（その4） |          |           |
| (3) 工事場所 | 亀岡市追分町一本木地内外         |          |           |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事               |          |           |
| (5) 工事概要 | 土工                   |          | 一式        |
|          | U型側溝                 | 300B     | L=21.5m   |
|          | 循環設備                 | 噴水       | N=1基      |
|          | 分電盤                  |          | N=1面      |
|          | 電線管                  | FEP30～50 | L=640.8m  |
|          | 電線                   |          | L=2505.5m |

- (6) 予定価格（税込） 55,701,800円  
【入札書比較価格（税抜） 50,638,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和2年2月14日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内。また、保証事業会社の保証が必要。）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。）
- (4) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
（※受注件数とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。）

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。  
 (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）  
 (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、入札参加資格確認申請時において、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年9月25日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年9月25日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年10月1日（火） 午前9時から午後5時まで 令和元年10月2日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年10月3日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年9月30日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり

	設計図書に関する質問 令和元年10月4日（金） 午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年10月7日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和元年10月9日（水） 午前9時から午後5時まで 令和元年10月10日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和元年10月11日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件は災害復旧対象工事ではない。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第69号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |  |                           |                       |
|--------------|--|---------------------------|-----------------------|
| (1) 工事番号     | 区第5号   |                           |                       |
| (2) 工事名      | 亀岡駅北地区駅前広場等整備工事(その5)   |                           |                       |
| (3) 工事場所     | 亀岡市追分町一本木地内  |                           |                       |
| (4) 工事種別     | 土木一式工事   |                           |                       |
| (5) 工事概要     | 土工   | 一式                        |                       |
|              | 擁壁   | ベンチウォール H=400 W=350       | L=47.2m               |
|              | 植栽   | 高木、中木                     | N=10本                 |
|              | 植栽   | 地被類                       | N=2,969本              |
|              | 照明灯  | LED照明                     | N=2基                  |
|              | 人工芝舗装  | 砂入人工芝                     | A=241.2m <sup>2</sup> |
|              | 複合遊具   | W12975×D8455、W6445×D3220  | N=2基                  |
|              | 水飲み場   | 擬石製 集水桝付                  | N=1基                  |
| (6) 予定価格(税込) | 47,793,900円  |                           |                       |
|              |  | 【入札書比較価格(税抜) 43,449,000円】 |                       |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から令和2年2月14日まで  |                           |                       |
| (8) 部分払      | 無  |                           |                       |
| (9) 前金払      | 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)   |                           |                       |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払<br>をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表<br>により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事<br>に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が |                           |                       |

請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内。また、保証事業会社の保証が必要。）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。）
- (4) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
（※受注件数とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
  - (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、入札参加資格確認申請時において、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年9月26日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年9月26日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年10月2日（水） 午前9時から午後5時まで 令和元年10月3日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年10月4日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年10月1日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和元年10月7日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年10月8日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和元年10月10日（木） 午前9時から午後5時まで 令和元年10月11日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

開札日時	令和元年10月15日（火） 午前10時00分	電子入札システムによる
------	---------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件は災害復旧対象工事ではない。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通) 湯 浅 豊  
浦 中 悦 子  
河 合 恵  
井 上 春 子  
西 垣 敦 雄  
木 村 良 徳  
日下部 育 子  
串 崎 哲 史  
山 本 明

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱  
します

任期は令和3年8月31日までとします

(各 通) 谷 口 貢  
佐 藤 滋  
坂 本 雅 子  
太 田 禮 子  
西 田 英 二

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員に委嘱しま  
す

任期は令和3年8月31日までとします

令和元年9月1日

**監査委員欄****公表**

亀岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月27日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 平本英久

## 平成30年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>健康福祉部</p> <p>ア 地域福祉課</p> <p>亀岡市福祉コミュニティづくり支援事業委託において、予定価格調書の作成を省略していたが、省略する理由を伺書に明記していなかった。</p> <p>「予定価格の取扱いについて」（平成23年4月27日付け23執第1004号企画管理部長通知）では、予定価格調書を省略する場合、予定価格調書を省略する理由を明らかにすることとされている。</p> <p>契約事務を適正に行われたい。</p> <p>イ 高齢福祉課</p> <p>（ア）敬老乗車券利用者負担金に係る現金の時間外の保管において、収納した現金が課内の施設できる棚で保管されていた。</p> <p>窓口収納現金取扱基準には、勤務時間外における現金の保管は会計課金庫で保管することが定められている。</p> <p>取扱基準に基づき適正な保管をされたい。</p>	<p>予定価格の取扱いについては、予定価格調書の省略理由を明らかにする等の適正な事務処理を行うよう徹底することとした。</p> <p>時間外の保管においては、窓口収納現金取扱基準に基づき、会計課金庫で保管することに改めた。</p>

(イ) 亀岡市介護予防センター（畑野健康ふれあいセンター）の指定管理において、受注者から業務主任の届出が提出されていなかった。

基本協定書には、業務の管理を担当する業務主任を定め、書面をもって通知することと定められている。

協定書に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 介護保険料の滞納繰越分普通徴収保険料に係る繰越調定事務において、繰越調定額に誤りがあった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 健康増進課

広域予防接種事業業務委託において、予防接種業務と予防接種審査支払業務の単価契約をしていたが、予防接種業務費の積算根拠が不十分であった。

積算根拠のわかる資料を伺書に添付されたい。

こども未来部

ア 保育課

預かり保育事業保護者負担金及び保育所広域入所運営費において、事後調定が行われていた。

地方自治法には歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

指定管理の受注者に業務主任の届出義務があることを説明し、令和元年度から受注者より業務主任の届出の提出を求めることとした。

収納システムから出力した滞納繰越額と財務会計システムから出力した収入未済額が一致しているかどうかを毎月末に確認することとした。

予防接種業務委託について、積算根拠を明確にすることとした。

規定に基づき、適正な調定処理を行うよう徹底することとした。

<p>会計管理室 ア 財産管理課 土地売払収入（法定外公共物）において、契約書の中で語句の統一ができていなかった。 契約書の記載内容に誤りがないか十分に確認されたい。</p>	<p>今後、契約時は、契約書の記載内容を十分確認し、誤りがないよう徹底することとした。</p>
---	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市病院事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月27日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 平本英久

平成30年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>市立病院（病院事業会計） ア 亀岡市立病院医事関連業務委託契約に係る委託料積算資料に積算者及び検算者が記入されていなかった。 入札・契約事務の手引きには積算者と検算者を明記するように定められている。 適正な事務処理をされたい。</p>	<p>入札・契約事務の手引きに基づき、積算資料に積算者と検算者を明記した。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月27日

亀岡市監査委員 関本孝一  
 亀岡市監査委員 平本英久

平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>生涯学習部                      文化・スポーツ課</p> <p>基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託が行われているにもかかわらず、書面による承諾の手続きを行っていなかった。</p> <p>基本協定書に基づき、書面により再委託の届出を行うよう指導し、書面による承諾を行うことにより改善されたい。</p>	<p>指定管理者に対して、基本協定書に基づき、書面での再委託の届け出を行うよう指導し、令和元年度から書面による承諾を行い改善した。</p>

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第72号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年9月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1,483人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第73号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年9月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

24,715人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第74号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和元年9月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

12,358人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第75号

公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示（昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

本則の表中

「

第10投票区	菟田野町のうち 太田、天川、佐伯、鹿谷、芦ノ山、柿花（従来より第11投票区に属していた区域を除く。）の区域及び曾我部町のうち穴太の一部の区域
第11投票区	菟田野町のうち 奥条、柿花の一部（従来より本投票区に所属していた区域）の区域

」

を

「

第10投票区	菟田野町の区域及び曾我部町のうち穴太の一部の区域
--------	--------------------------

」

に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

# 農業委員会欄

## 公 告

亀岡市農業委員会公告第10号

令和元年9月定例総会を下記のとおり公告する。

令和元年9月2日

亀岡市農業委員会  
会長 酒井省五

記

- 1 日 時  
令和元年9月5日（木）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 3階  
302・303会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について

「揭示済」